

○株式配当金支払事務取扱要領の改正について

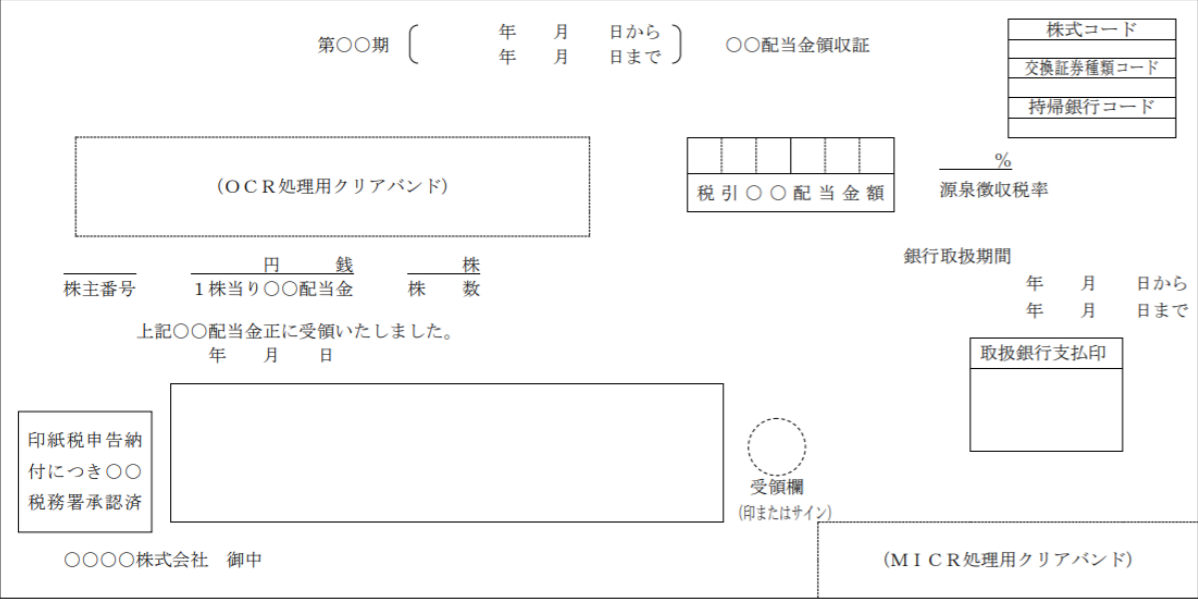
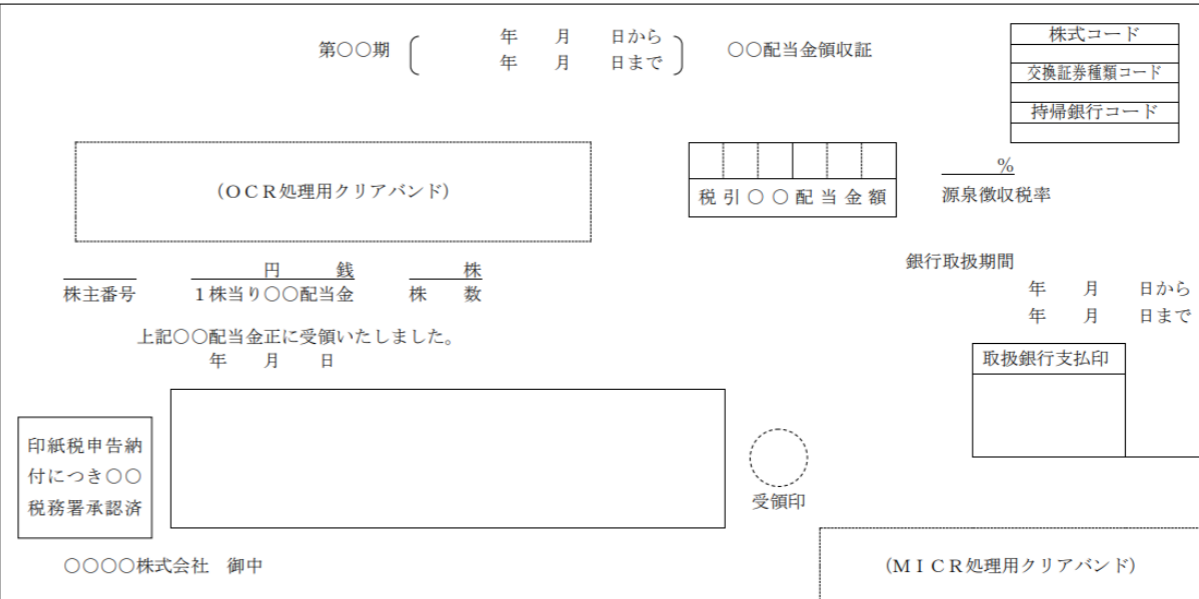
〔 2022年11月30日
全国株懇連合会理事会決定 〕

株主の利便性向上の観点から、株式配当金領収証に対する株主受領印の取扱いについて、押印に加えてサインも可とするため、「株式配当金支払事務取扱要領（全銀協との協定）」および「株式配当金支払事務取扱要領（ゆうちょ銀行との協定）」について、別紙のとおり改正するものとします。

本取扱いの変更は、2023年5月1日に効力を生じるものとし、2023年3月決算（9月中間決算）に係る配当金領収証より適用を予定しています。なお、旧様式の配当金領収証が窓口で呈示された場合であっても、2023年5月1日以後は、サインでの支払いが可能となります。

以上

新	旧	備考																
<p>第1編 会社と銀行との間の取扱い</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 領収証制による支払手続</p> <p>(3) 支払手続</p> <p>① 支払方法</p> <p>配当金の支払方法はつぎの表のとおりとする。</p> <p>〔領収証制による支払手続〕</p> <table border="1" data-bbox="166 594 1222 1528"> <thead> <tr> <th data-bbox="166 594 347 741">支払方法 銀行の 取扱方法</th> <th data-bbox="347 594 1222 741">一 覧 払 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="166 741 347 1157">A. 現金払い</td> <td data-bbox="347 741 1222 1157"> <p>(a) <u>領収証の受領欄に、押印またはサインがあることを確認する。</u></p> <p>(b) 訂正箇所に会社証印のないものは無効とする。ただし、つぎのものは有効とする。</p> <p>ア 領収証に記載の株主の住所、氏名を印刷したもののうち不鮮明な箇所が一部補筆されたもの。</p> <p>イ 領収証に記載の株主の住所が訂正されたもの（この場合、銀行は株主に対し、上場会社の場合は株主が口座を開設している口座管理機関に、未上場会社の場合は会社または株主名簿管理人に、それぞれ住所（呼称）変更届を提出するよう勧める。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 1157 347 1251">B. 口座入金 払い</td> <td data-bbox="347 1157 1222 1251">同 上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 1251 347 1528">C. 指定先送 金払い</td> <td data-bbox="347 1251 1222 1528"> <p>(a) 株主が領収証の送金方法指定欄に掲げる送金方法の一を指定したときは、指定された方法により、また、送金方法を指定しない場合には、ゆうちょ銀行現金払いによりすみやかに送金する。</p> <p>(b) 送金実費は、配当金から差引くことなく取りまとめ店経由で会社に請求する。</p> <p>(c) 上記(a)、(b)のほか一覧払制の現金払いの方法と同様に処理する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>10. ～12. (略)</p>	支払方法 銀行の 取扱方法	一 覧 払 制	A. 現金払い	<p>(a) <u>領収証の受領欄に、押印またはサインがあることを確認する。</u></p> <p>(b) 訂正箇所に会社証印のないものは無効とする。ただし、つぎのものは有効とする。</p> <p>ア 領収証に記載の株主の住所、氏名を印刷したもののうち不鮮明な箇所が一部補筆されたもの。</p> <p>イ 領収証に記載の株主の住所が訂正されたもの（この場合、銀行は株主に対し、上場会社の場合は株主が口座を開設している口座管理機関に、未上場会社の場合は会社または株主名簿管理人に、それぞれ住所（呼称）変更届を提出するよう勧める。）</p>	B. 口座入金 払い	同 上	C. 指定先送 金払い	<p>(a) 株主が領収証の送金方法指定欄に掲げる送金方法の一を指定したときは、指定された方法により、また、送金方法を指定しない場合には、ゆうちょ銀行現金払いによりすみやかに送金する。</p> <p>(b) 送金実費は、配当金から差引くことなく取りまとめ店経由で会社に請求する。</p> <p>(c) 上記(a)、(b)のほか一覧払制の現金払いの方法と同様に処理する。</p>	<p>第1編 会社と銀行との間の取扱い</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 領収証制による支払手続</p> <p>(3) 支払手続</p> <p>① 支払方法</p> <p>配当金の支払方法はつぎの表のとおりとする。</p> <p>〔領収証制による支払手続〕</p> <table border="1" data-bbox="1362 594 2418 1528"> <thead> <tr> <th data-bbox="1362 594 1543 741">支払方法 銀行の 取扱方法</th> <th data-bbox="1543 594 2418 741">一 覧 払 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1362 741 1543 1157">A. 現金払い</td> <td data-bbox="1543 741 2418 1157"> <p>(a) <u>領収証に、領収印が押印してあることを確認する。</u></p> <p>(b) 訂正箇所に会社証印のないものは無効とする。ただし、つぎのものは有効とする。</p> <p>ア 領収証に記載の株主の住所、氏名を印刷したもののうち不鮮明な箇所が一部補筆されたもの。</p> <p>イ 領収証に記載の株主の住所が訂正されたもの（この場合、銀行は株主に対し、上場会社の場合は株主が口座を開設している口座管理機関に、未上場会社の場合は会社または株主名簿管理人に、それぞれ住所（呼称）変更届を提出するよう勧める。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1362 1157 1543 1251">B. 口座入金 払い</td> <td data-bbox="1543 1157 2418 1251">同 上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1362 1251 1543 1528">C. 指定先送 金払い</td> <td data-bbox="1543 1251 2418 1528"> <p>(a) 株主が領収証の送金方法指定欄に掲げる送金方法の一を指定したときは、指定された方法により、また、送金方法を指定しない場合には、ゆうちょ銀行現金払いによりすみやかに送金する。</p> <p>(b) 送金実費は、配当金から差引くことなく取りまとめ店経由で会社に請求する。</p> <p>(c) 上記(a)、(b)のほか一覧払制の現金払いの方法と同様に処理する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>10. ～12. (略)</p>	支払方法 銀行の 取扱方法	一 覧 払 制	A. 現金払い	<p>(a) <u>領収証に、領収印が押印してあることを確認する。</u></p> <p>(b) 訂正箇所に会社証印のないものは無効とする。ただし、つぎのものは有効とする。</p> <p>ア 領収証に記載の株主の住所、氏名を印刷したもののうち不鮮明な箇所が一部補筆されたもの。</p> <p>イ 領収証に記載の株主の住所が訂正されたもの（この場合、銀行は株主に対し、上場会社の場合は株主が口座を開設している口座管理機関に、未上場会社の場合は会社または株主名簿管理人に、それぞれ住所（呼称）変更届を提出するよう勧める。）</p>	B. 口座入金 払い	同 上	C. 指定先送 金払い	<p>(a) 株主が領収証の送金方法指定欄に掲げる送金方法の一を指定したときは、指定された方法により、また、送金方法を指定しない場合には、ゆうちょ銀行現金払いによりすみやかに送金する。</p> <p>(b) 送金実費は、配当金から差引くことなく取りまとめ店経由で会社に請求する。</p> <p>(c) 上記(a)、(b)のほか一覧払制の現金払いの方法と同様に処理する。</p>	<p>従来の印に加え、サインも可とする取扱いに変更</p>
支払方法 銀行の 取扱方法	一 覧 払 制																	
A. 現金払い	<p>(a) <u>領収証の受領欄に、押印またはサインがあることを確認する。</u></p> <p>(b) 訂正箇所に会社証印のないものは無効とする。ただし、つぎのものは有効とする。</p> <p>ア 領収証に記載の株主の住所、氏名を印刷したもののうち不鮮明な箇所が一部補筆されたもの。</p> <p>イ 領収証に記載の株主の住所が訂正されたもの（この場合、銀行は株主に対し、上場会社の場合は株主が口座を開設している口座管理機関に、未上場会社の場合は会社または株主名簿管理人に、それぞれ住所（呼称）変更届を提出するよう勧める。）</p>																	
B. 口座入金 払い	同 上																	
C. 指定先送 金払い	<p>(a) 株主が領収証の送金方法指定欄に掲げる送金方法の一を指定したときは、指定された方法により、また、送金方法を指定しない場合には、ゆうちょ銀行現金払いによりすみやかに送金する。</p> <p>(b) 送金実費は、配当金から差引くことなく取りまとめ店経由で会社に請求する。</p> <p>(c) 上記(a)、(b)のほか一覧払制の現金払いの方法と同様に処理する。</p>																	
支払方法 銀行の 取扱方法	一 覧 払 制																	
A. 現金払い	<p>(a) <u>領収証に、領収印が押印してあることを確認する。</u></p> <p>(b) 訂正箇所に会社証印のないものは無効とする。ただし、つぎのものは有効とする。</p> <p>ア 領収証に記載の株主の住所、氏名を印刷したもののうち不鮮明な箇所が一部補筆されたもの。</p> <p>イ 領収証に記載の株主の住所が訂正されたもの（この場合、銀行は株主に対し、上場会社の場合は株主が口座を開設している口座管理機関に、未上場会社の場合は会社または株主名簿管理人に、それぞれ住所（呼称）変更届を提出するよう勧める。）</p>																	
B. 口座入金 払い	同 上																	
C. 指定先送 金払い	<p>(a) 株主が領収証の送金方法指定欄に掲げる送金方法の一を指定したときは、指定された方法により、また、送金方法を指定しない場合には、ゆうちょ銀行現金払いによりすみやかに送金する。</p> <p>(b) 送金実費は、配当金から差引くことなく取りまとめ店経由で会社に請求する。</p> <p>(c) 上記(a)、(b)のほか一覧払制の現金払いの方法と同様に処理する。</p>																	

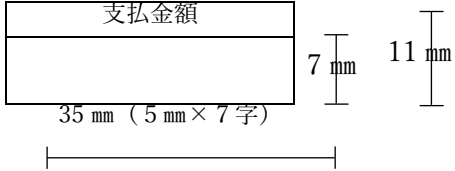

新	旧	備考
<p>第2編 銀行間の取扱い (略)</p> <p>(別紙) 配当金領収証の作成基準</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 地 紋</p> <p>地紋の種類・刷色は、電子交換所規則に定める電子交換所システムにおける機械処理に適したものであることを前提として、株主の住所・氏名欄、<u>受領欄</u>、交換証券種類コード・持帰銀行コード欄、MICR・OCR印字用スペースを除いて印刷する。</p> <p>(様式1) ~ (様式4) (略)</p> <p>(様式5)</p> <p>(表)</p>  <p>規格：縦102mm、横210mm</p> <p>(注1) 表題については、「期末配当金・中間配当金」、「第1四半期配当金・第2四半期配当金・第3四半期配当金・第4四半期配当金」と適宜変更する。 (注2) 原則西暦による表示とするが、発行会社が希望する場合は和暦による表示としても差し支えない。 (注3) 交換証券種類コード・持帰銀行コード欄については、上記の様式のほか、電子交換所システムに事前に登録された様式とする。</p>	<p>第2編 銀行間の取扱い (略)</p> <p>(別紙) 配当金領収証の作成基準</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 地 紋</p> <p>地紋の種類・刷色は、電子交換所規則に定める電子交換所システムにおける機械処理に適したものであることを前提として、株主の住所・氏名欄、<u>受領印欄</u>、交換証券種類コード・持帰銀行コード欄、MICR・OCR印字用スペースを除いて印刷する。</p> <p>(様式1) ~ (様式4) (略)</p> <p>(様式5)</p> <p>(表)</p>  <p>規格：縦102mm、横210mm</p> <p>(注1) 表題については、「期末配当金・中間配当金」、「第1四半期配当金・第2四半期配当金・第3四半期配当金・第4四半期配当金」と適宜変更する。 (注2) 原則西暦による表示とするが、発行会社が希望する場合は和暦による表示としても差し支えない。 (注3) 交換証券種類コード・持帰銀行コード欄については、上記の様式のほか、電子交換所システムに事前に登録された様式とする。</p>	<p>「受領印」欄から「受領欄」に変更</p> <p>サインも可とする方針で文言を次のとおり変更 「受領印」⇒「受領欄 (印またはサイン)」</p>

新	旧	備考												
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">お 支 払 方 法</p> <p>1 取 扱 銀 行 ○○銀行(○○) ○○銀行(○○) 以上全国本・支店</p> <p>2 お 支 払 ◎現 金 払 本証の表面の「受領欄」に株主様の印鑑を押捺するかサインをし、上記取扱銀行へご提出のうえお受け取りください。 (括弧内は各銀行の取りまとめ店です) ◎口座入金払 上記取扱銀行または電子交換所に参加する銀行の口座へ本証によりご入金できます。ただし、ゆうちょ銀行でのお取扱いは銀行取扱最終日の3営業日前までとなります。 ◎送 金 払 右欄のいずれかへご記入のうえ、上記取扱銀行へお送りください。</p> <p>3 委 任 表記金額の受領を他人に委任される場合は、下記の委任欄に代理人の氏名と委任者(株主様)の氏名・住所を記入のうえ、表面の「受領欄」に委任者(株主様)または代理人の印鑑を押捺するかサインをしてください。 また、代理人は表面の住所・氏名欄の余白に「代理人」と肩書して住所・氏名を記入してください。 なお、代理人がお受け取りになる場合は、委任者(株主様)と代理人両方の取引時確認資料のご提示等をお願いすることがあります。</p> <hr/> <p>【委任欄】 (代理人) 氏 名 上記の者を代理人としてこの証書の金額を受け取ることを委任いたします。 (委任者) 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">4 銀行取扱期間経過後のお支払い 表記銀行取扱期間経過後は下記の場所でお支払いまたはお取り扱いいたしますので、表面の「受領欄」に株主様の印鑑を押捺するかサインをし、本証をご持参またはご郵送(送金方法を下欄にご指定)のうえ、お受け取りください。なお、送金には多少の日数を要しますのでお含みおさください。 <銀行取扱期間経過後の支払場所> ○○○○会社 全国本支店 <ご郵送の場合の送付先> ○○都○○区○○丁目○番○号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">銀行預金口座 振替</td> <td style="width: 50%;">銀行 店 名義</td> <td style="width: 30%;">普・当 No.</td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行 現金払</td> <td>全国のゆうちょ銀行でお受け取りいただける証書をご送付いたします。窓口で取引時確認資料のご提示を求められる場合があります。</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※希望する送金方法に○印</p> <p style="text-align: right;">規格：縦102mm、横210mm</p> <p style="text-align: center;">(様式6)～(様式8) (略)</p>	銀行預金口座 振替	銀行 店 名義	普・当 No.	ゆうちょ銀行 現金払	全国のゆうちょ銀行でお受け取りいただける証書をご送付いたします。窓口で取引時確認資料のご提示を求められる場合があります。		<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">お 支 払 方 法</p> <p>1 取 扱 銀 行 ○○銀行(○○) ○○銀行(○○) 以上全国本・支店</p> <p>2 お 支 払 ◎現 金 払 本証の表面の「受領印」欄に株主様のご印鑑をご押印いただき、上記取扱銀行へご提出のうえお受け取りください。 (括弧内は各銀行の取りまとめ店です) ◎口座入金払 全国の銀行のうち、電子交換所システムに参加する銀行の口座(ゆうちょ銀行の貯金もしくは振替口座を含む)へ本証によりご入金できます。ただし、ゆうちょ銀行でのお扱いは銀行取扱最終日の3営業日前までとなります。 ◎送 金 払 右欄のいずれかへご記入のうえ、上記取扱銀行へお送りください。</p> <p>3 委 任 表記金額の受領を他人に委任される場合は、下記の委任欄に代理人の氏名と委任者(株主様)の氏名住所を記入し、ご押印いただき、表面にもご押印ください。 また代理人は表面の住所・氏名欄の余白に「代理人」と肩書して住所氏名を記入してください。 なお、代理人がお受け取りになる場合は、委任者(株主様)と代理人両方の取引時確認資料のご提示等をお願いすることがあります。</p> <hr/> <p>【委任欄】 (代理人) 氏 名 上記の者を代理人としてこの証書の金額を受け取ることを委任いたします。 (委任者) 住 所 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">4 銀行取扱期間経過後のお支払い 表記銀行取扱期間経過後は下記の場所でお支払いまたはお取り扱いいたしますので、表面の「受領印」欄に株主様のご印鑑をご押印、本証をご持参またはご郵送(送金方法を下欄にご指定)のうえ、お受け取りください。なお、送金には多少の日数を要しますのでお含みおさください。 <銀行取扱期間経過後の支払場所> ○○○○会社 全国本支店 <ご郵送の場合の送付先> ○○都○○区○○丁目○番○号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">銀行預金口座 振替</td> <td style="width: 50%;">銀行 店 名義</td> <td style="width: 30%;">普・当 No.</td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行 現金払</td> <td>全国のゆうちょ銀行でお受け取りいただける証書をご送付いたします。窓口で取引時確認資料のご提示を求められる場合があります。</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※希望する送金方法に○印</p> <p style="text-align: right;">規格：縦102mm、横210mm</p> <p style="text-align: center;">(様式6)～(様式8) (略)</p>	銀行預金口座 振替	銀行 店 名義	普・当 No.	ゆうちょ銀行 現金払	全国のゆうちょ銀行でお受け取りいただける証書をご送付いたします。窓口で取引時確認資料のご提示を求められる場合があります。		<p>「2 お支払い」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サインも可とする旨を追記。 ・株主に対する分かりやすさの観点から文言修正。 <p>「3 委任」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任時の、表面に対する受領の証について、従来は、株主本人による押印に限っていたところ、代理人でも可とするとともに、押印に加えてサインも可とする旨を追記。 ・【委任欄】から、印マークを削除(署名のみの取扱いに変更) <p>「4 銀行取扱期間経過後のお支払い」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サインも可とする旨を追記。
銀行預金口座 振替	銀行 店 名義	普・当 No.												
ゆうちょ銀行 現金払	全国のゆうちょ銀行でお受け取りいただける証書をご送付いたします。窓口で取引時確認資料のご提示を求められる場合があります。													
銀行預金口座 振替	銀行 店 名義	普・当 No.												
ゆうちょ銀行 現金払	全国のゆうちょ銀行でお受け取りいただける証書をご送付いたします。窓口で取引時確認資料のご提示を求められる場合があります。													

株式配当金支払事務取扱要領（ゆうちょ銀行との協定）の改正案（新旧対照表）

（下線部分が改正箇所）

旧	新
<p>1～6 （略）</p> <p>7 支払い手続</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 配当金支払の請求</p> <p>① 会社は、配当金の支払事務を委託するに当たって、領収証の枚数、その領収証により払い出されるべき金額の合計額、取扱期間及びその他必要事項を正確に記入し、記名押印した配当金領収証払出書（様式3）及び領収証（ゆうちょ銀行の定めるところにより予め領収証にゆうちょ銀行の証印を押印した会社においては、領収証見本5枚）をゆうちょ銀行に提出する。</p> <p>② <u>ゆうちょ銀行は、領収証にゆうちょ銀行の証印を押印し、会社に交付する。</u></p> <p>(3) 支払手続</p> <p>① 支払方法</p> <p>配当金の支払方法は次のとおりとする。</p> <p>a 領収証はゆうちょ銀行の証印があること及び<u>受領印が押印してあること</u>を確認する。</p> <p>b 訂正箇所会社証印のないものは無効とする。ただし、次のものは有効とする。</p> <p>ア 領収証に記載の株主の住所、氏名を印刷したもののうち不鮮明な箇所が一部補筆されたもの。</p> <p>イ 領収証に記載の株主の住所が訂正されたもの（この場合、ゆうちょ銀行は株主に対し会社又は株主名簿管理人（上場株式の配当金の場合は、証券会社等の口座管理機関）に住所（呼称）変更届を提出するよう勧める。）。</p> <p>② 支払後の処理</p> <p>a 取扱店は、領収証により株主に配当金の支払いをしたときは、領収証の日附印欄に日附印を明瞭に押印し、すみやかに取扱事務センターへ送付する。</p> <p>b 取扱事務センターは、全取扱店分を取りまとめて振替払出明細票（様式4）を作成し、支払済領収証を添付のうえ、すみやかに会社の指定先へ送付する。</p> <p>c 領収証は、折り曲げたり、ピン止め、のり付、せん孔等をしないよう注意する。</p>	<p>1～6 （略）</p> <p>7 支払い手続</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 配当金支払の請求</p> <p>会社は、配当金の支払事務を委託するに当たって、領収証の枚数、その領収証により払い出されるべき金額の合計額、取扱期間及びその他必要事項を正確に記入し、記名押印した配当金領収証払出書（様式3）及び領収証（ゆうちょ銀行の定めるところにより予め領収証にゆうちょ銀行の証印を押印した会社においては、領収証見本5枚）をゆうちょ銀行に提出する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 支払手続</p> <p>① 支払方法</p> <p>配当金の支払方法は次のとおりとする。</p> <p>a 領収証はゆうちょ銀行の証印があること及び<u>受領欄に押印又はサインがあること</u>を確認する。</p> <p>b 訂正箇所会社証印のないものは無効とする。ただし、次のものは有効とする。</p> <p>ア 領収証に記載の株主の住所、氏名を印刷したもののうち不鮮明な箇所が一部補筆されたもの。</p> <p>イ 領収証に記載の株主の住所が訂正されたもの（この場合、ゆうちょ銀行は株主に対し会社又は株主名簿管理人（上場株式の配当金の場合は、証券会社等の口座管理機関）に住所（呼称）変更届を提出するよう勧める。）。</p> <p>② 支払後の処理</p> <p>a 取扱店は、領収証により株主に配当金の支払いをしたときは、領収証の日附印欄に日附印を明瞭に押印し、すみやかに取扱事務センターへ送付する。</p> <p>b 取扱事務センターは、全取扱店分を取りまとめて振替払出明細票（様式4）を作成し、支払済領収証（<u>イメージデータ</u>）を添付のうえ、すみやかに会社の指定先へ送付する。</p> <p>c 領収証は、折り曲げたり、ピン止め、のり付、せん孔等をしないよう注意する。</p>

旧	新
<p>③ (略) 8～10 (略)</p> <p>附則 <u>(令和4年4月26日改正) 電子交換所の設立</u> 改正後の事務取扱要領は、<u>配当金領収証の払渡期間の終了日が令和4年11月2日以降となるもの</u>から適用する。 <u>なお、これによりがたいものがあるときは、会社とゆうちょ銀行間で個別調整し適用時期を決定する。</u></p>	<p>③ (略) 8～10 (略)</p> <p>附則 <u>(令和4年(2022年)11月30日改正) サインによる受領対応</u> 改正後の事務取扱要領は、<u>令和5年(2023年)5月1日から適用する。適用日以降に、本改正前の別紙「配当金領収証の作成基準」に沿った領収証が提出された場合も、改正後の事務取扱要領に沿って支払うものとする。</u></p>
<p>別紙 配当金領収証の作成基準</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 地紋 株主の住所・氏名欄、受領印欄、MICR、OCR、QRコード印字用スペースを除いて地紋印刷する。地紋は期別が識別できるよう期ごとに刷色を変えることが望ましい。 また、機械処理上必要があるときは、当該箇所の地紋を白抜きしてもよい。</p> <p>6. 記載上の留意点 (1)～(4) (略) (5) ゆうちょ銀行の証印欄を設定する。縦16mm、横25mm (6) 支払金額欄は、<u>以下の大きさ</u>に設定する。</p> 	<p>別紙 配当金領収証の作成基準</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 地紋 株主の住所・氏名欄、受領欄、MICR、OCR、QRコード印字用スペースを除いて地紋印刷する。地紋は期別が識別できるよう期ごとに刷色を変えることが望ましい。 また、機械処理上必要があるときは、当該箇所の地紋を白抜きしてもよい。</p> <p>6. 記載上の留意点 (1)～(4) (略) (5) ゆうちょ銀行の証印を設定する。縦16mm、横25mm (6) 支払金額欄は<u>用紙名称の下部</u>に設定する。</p> 

旧

(注) 1：支払金額を表す文字は、「支払金額」に限る

2：枠は太線（裏けい）

(7)～(8) (略)

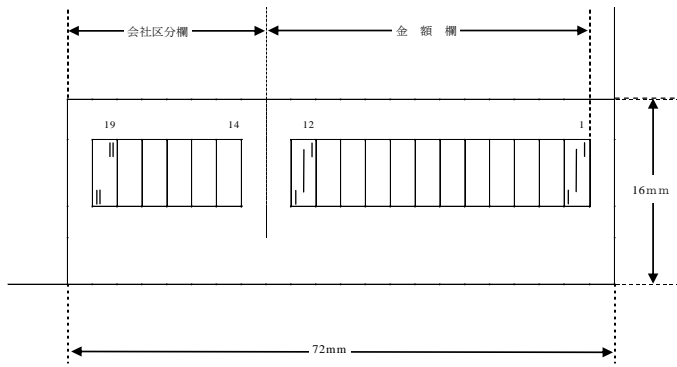
7. (略)

8. MICRクリアバンド

(1) (略)

(2) フィールドの仕様区分

次図のとおりとする。



(3) (略)

9. (略)

10. 裏面

裏面には、取扱銀行、支払方法、委任欄及び注意文言を記載する。

新

(注) 1：支払金額を表す文字は、「支払金額」に限る

2：枠は太線（裏けい）

(7)～(8) (略)

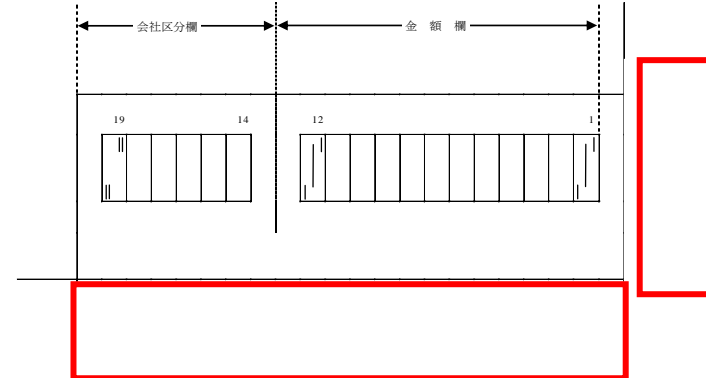
7. (略)

8. MICRクリアバンド

(1) (略)

(2) フィールドの仕様区分

次図のとおりとする。



(3) (略)

9. (略)

10. 裏面

裏面には、取扱銀行、支払方法、委任欄及び注意文言を記載する。

なお、記載内容は、ゆうちょ銀行が会社との間で別に定める「配当金額取証作成基準」による。

旧

新

様式 2 配当金領収証

様式 2 配当金領収証

- ※ 「株数」「住民税率・所得税率」「1株当たり利益配当金」等の表示は任意
- ※ 日付表示は、原則西暦表示とし、和暦表示も可（和暦表示の場合、改元初年度の払渡期間の年の表示方法については、「元年」ではなく「1年」とする）
- ※ 原則、上記の様式の外、電子交換所システムに事前に登録された様式とする

- ※ 「株数」「住民税率・所得税率」「1株当たり利益配当金」等の表示は任意
- ※ 日付表示は、原則西暦表示とし、和暦表示も可（和暦表示の場合、改元初年度の払渡期間の年の表示方法については、「元年」ではなく「1年」とする）
- ※ 原則、上記の様式の外、電子交換所システムに事前に登録された様式とする

(MICR・OCR処理用クリアバンド、QRコード位置、JP-BANK 位置) (略)

(MICR・OCR処理用クリアバンド、QRコード位置、JP-BANK 位置) (略)

旧

【配当金領収証の裏面記載案】

※本欄に「1. 取扱銀行」、「2. お支払」の内容（取扱期間経過後の支払方法を含む）を記入する

- 1 この利益配当金は定款の規定により 年 月 日以降はお支払できなくなりますので、ご注意ください。
- 2 株数、金額を訂正したものは無効です。
- 3 本証は再発行しません。

【委任欄】 (代理人)
氏 名
上記の者を代理人としてこの証書の金額を受け取ることを委任します。
(委任者)
住 所
氏 名 印

新

【配当金領収証の裏面記載案】

※本欄に「1. 取扱銀行」、「2. お支払」の内容（取扱期間経過後の支払方法を含む）を記入する

- 1 この利益配当金は定款の規定により 年 月 日以降はお支払できなくなりますので、ご注意ください。
- 2 株数、金額を訂正したものは無効です。
- 3 本証は再発行しません。

【委任欄】 (代理人)
氏 名
上記の者を代理人としてこの証書の金額を受け取ることを委任します。
(委任者)
住 所
氏 名 